

第3回教育委員会会議

1 日時 令和5年3月14日（火） 午後3時30分～午後5時00分

2 場所 大阪市役所本庁舎屋上階 P1共通会議室

3 出席者

多田 勝哉 教育長

森末 尚孝 教育長職務代理者

平井 正朗 教育長職務代理者

巽 樹理 委員

大竹 伸一 委員

栗林 澄夫 委員

三木 信夫 教育次長

御栗 一智 東成区担当教育次長

塩屋 幸男 東住吉区担当教育次長

大継 章嘉 教育監

川本 祥生 総務部長

忍 康彦 教務部長

福山 英利 指導部長

村川 智和 総務課長

橋本 洋祐 連絡調整担当課長

上田 慎一 教職員サービス・監察担当課長

松井 良浩 教職員給与・厚生担当課長

窪田 信也 教育活動支援担当課長

松浦 令 教育政策課長

有上 裕美 教育政策課長代理

ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

- (1) 教育長より開会を宣告
- (2) 教育長より会議録署名者に平井委員を指名
- (3) 案件

議案第13号	児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会委員の委嘱について
議案第14号	大阪市いじめ対策基本方針の改訂について
議案第15号	審査請求に対する裁決案について
議案第16号	大阪市立学校職員就業規則の一部を改正する規則案
議案第17号	大阪市立学校の職員の勤務時間、休日等に関する規則の一部を改正する規則案
議案第18号	第2期「学校園における働き方改革推進プラン」の策定について
議案第19号	職員の人事について
議案第20号	職員の人事について
議案第21号	職員の人事について

なお、議案第19号から第21号については、会議規則第7条第1項第2号に該当することにより、議案第18号については、会議規則第7条第1項第5号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

議案第13号「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会委員の委嘱について」を上程。

川本総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

令和5年4月1日付で5名の弁護士及び3名の臨床心理士ならびに3名の教育専門家委員を前任期に引き続き、委嘱するものである。今回委嘱する方は、議案書2ページ及び3ページの表のとおりである。この第三者委員会は令和3年4月1日から発足しており、前もって委嘱した委員に引き続き、この合計11名を委嘱している。皆さんにこの取組に協力をいただき、全員引き続きということでご了承をいただいている。委員の任期については、

児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会規則第3条第1項で2年と定められているため、委嘱期間は令和5年4月1日から令和7年3月31日までとする。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第14号「大阪市いじめ対策基本方針の改訂について」を上程。

川本総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

令和5年4月1日付で大阪市いじめ対策基本方針の一部を改訂するものであり、改正の趣旨は3点である。1点目は、児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会による初動調査の実施期間に関し、令和3年4月以降、様々ないじめ重大事案について調査を実施した結果、その時点で必要かつ可能な調査を適切に実施していく上で、これまで概ね2週間以内という目標期間が定められていたが、実際の実務に即していないところが明らかとなったため、目標期間を概ね2ヶ月以内とし、当該事案固有の事情が認められる場合には、当該事情を踏まえた相当の期間内に終えることと変更するものである。次に2点目は、各委員の調査内容に大きな差異が生じることがないように、初動調査で実施する基本的な内容を追記するものである。そして3点目は、初動調査の結果提示に関し、被害児童生徒やその保護者の状況等により、できない又はするべきでない場合もあるため、結果提示は原則として行うことと変更するものである。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 元々2週間というふうに定めていましたが、2週間で調査ができると最初決められたのはどういう事情によるのでしょうか。

【川本総務部長】 元々、初動調査は聴き取りをするだけで、いじめの疑いがあれば通常は、詳細調査に移行するだろうということで想定しておりましたが、一定、聴き取りの範囲を保護者と話をしながら広げるということもありましたが、きちんとした初動調査の報告書みたいなものをまとめるということが行われることがありましたので、実際には期間としては最短で2ヶ月ぐらいという状態になっております。目指すのは2ヶ月ですが、事案によっては、初動調査を保護者の了解を得ずに行っている場合もございますので、実際に保護者の意向確認に時間かかる場合もございます。そういう場合も含めて、

2段階の期間を設定しております。

【森末委員】 そうすると、この当初の2週間があまりにも希望的観測に過ぎたというよりも、寧ろその初動調査の内容が、当初思っていたものと実態がそんなものでは済まないということになった、だから2ヶ月にします、そういうことでお聞きしていいですか。

【川本総務部長】 はい。おっしゃるとおりです。

【森末委員】 はい。結構です。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第15号「審査請求に対する裁決案について」を上程。

福山指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

本事案は、令和3年11月19日に請求人から教育委員会事務局指導部教育活動支援担当が保有する「2018 将棋日本シリーズ J Tプロ公式戦／テーブルマークこども大会」大阪大会の結果を求める公開請求があり、教育委員会は、本件請求に係る公文書を特定したうえで、本件文書のうち、低学年の部の学校名及び優勝者の名前、高学年の部の対戦者の名前、学校名及び優勝者の名前を、条例第7条第1号の個人に関する情報であることを理由に公開しないこととして、条例第10条第1項に基づき、部分公開決定を行った。この決定に対し、請求人より教育委員会に対し令和4年1月25日に本件決定を不服として審査請求がなされたことから、審査庁である教育委員会が、第三者機関である大阪市情報公開審査会に諮問を行った事案である。なお、本件文書は、指導部が後援名義の使用承認を行った事業に係る実施報告書として、主催者である公益社団法人日本将棋連盟関西本部から受理した資料である。大阪市情報公開審査会からは、本件決定は妥当であるとの答申がなされた。争点は、教育委員会は本件文書のうち、本件非公開部分について、条例第7条第1号の個人に関する情報であり、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別される情報であり、かつ、同号ただし書きアイウのいずれにも該当しないとして、部分公開決定を行ったのに対し、請求人は、同号ただし書きアに該当するとして、本件決定を争っているため、本件審査請求の争点は、本件非公開部分の条例第7条第1号ただし書きアの該当性となる。本件非公開部分の条例第7条第1号ただし書きアの該当性については、テーブルマークこども大会大阪大会を含む「将棋日本シリーズ テーブルマークこども大会」の公式ホームページにおいて、2022年度及び2021年度の大会結果は掲載

されているものの、それ以前の年度の大会結果は掲載されていないことが確認されたこと、請求人の主張するように特定の文言を使用したウェブ検索によれば、請求人の主張するウェブサイトが表示され、そのURLから当該ウェブサイトは日本将棋連盟の公式ホームページの一部であることは推測されるものの、当該公式ホームページのトップページから階層を順に追うことでは、当該ウェブサイトには到達することができないことが確認されたこと、請求人の主張する特定の文言を使用したウェブ検索によっても、請求人の主張するウェブサイトが表示されない検索サイトがあることが確認されたこと、したがって、本件非公開部分の情報については、本件決定時点では、「日本将棋連盟」及び「将棋日本シリーズ テーブルマークこども大会」のいずれの公式ホームページにも掲載されているとは評価できないため、現に何人も容易に知り得る状態に置かれている情報とはいえないこと、そして、請求人の主張する手法で本件非公開情報が掲載されたウェブページに到達できるとしても、このことをもって、上記結論は左右されないこと、以上の理由から、本件非公開情報は、「公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当しないと考えられ、条例第7条第1号ただし書きアには該当せず、本件決定は妥当であるとの判断がなされた。次に答申を受けての審査庁としての裁決案については、ここに記載のとおり、本件審査請求を棄却することとしたい。なお、議決をいただけたら、裁決書を請求人宛て送付したい。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第16号「大阪市立学校職員就業規則の一部を改正する規則案」及び議案第17号「大阪市立学校の職員の勤務時間、休日等に関する規則の一部を改正する規則案について」を一括して上程。

忍教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

議案第16号及び17号を一括して説明する。これらはいずれも定年年齢の引き上げに関連して規則の一部改正を行うものである。議案第16号について、この規定の適用を受ける者は、技能労務職員で、再任用短時間勤務職員と表現しているところを、定年前再任用短時間勤務職員と改めて文言整理をするとともに、55歳以上の職員に他の教職員同様に高齢者部分休業制度を設けるものである。施行期日は、令和5年4月1日と考えている。次に議案第17号について、この規則の適用を受ける者は、教員及び学校事務職員等で再任用短時間勤務職員としているところを定年前再任用短時間勤務職員と改めて文言整理をするもの

である。施行期日は、令和5年4月1日と考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 要するに、定年前というのを付けたということですね。

【忍教務部長】 はい。

【森末委員】 これは法律もこういうふうになっているのでしょうか。大阪市が独自に変えたのでしょうか。

【忍教務部長】 昨年の夏以降に法律が変わったことに伴いまして、全市的に条例の改正を行ってっております。その中で、教育委員会規則で改正が残っておるものを本日審議していただくということでございます。

【松井教職員給与・厚生担当課長】 すみません。少し補足させていただきます。今、委員ご指摘の法律が改正されたかどうかということにつきまして、改正後の第2条4項に該当し、地方公務員法第22条4項第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員ということで法律に明文化されておりますように、定年前という表現が入ったことにより、今回修正するものでございます。

【森末委員】 わかりました。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第18号「第2期「学校園における働き方改革推進プラン」の策定について」を上程。

忍教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

働き方改革については、令和元年12月に第1期となるプランを策定し、取り組んできたところ、教員の長時間勤務は減少したものの、勤務時間の上限に関する基準に達していないなど、達成に至らない目標が見込まれることから、取組の継続が必要と考え、第2期プランを策定するものである。このプランの骨子については、昨年8月、9月に教育委員会会議で協議いただいた後、10月の総合教育会議でも議論をいただき、その際の意見や市会での議論等も踏まえ、取りまとめた案である。1、計画期間は、令和5年度から7年度までの3年間と考えている。これは終期を本市の教育振興基本計画と合わせるということである。2、取組内容等は、このプラン案の概要を用いて説明をさせていただく。1のプラ

ンの目指す姿について大阪市教育振興基本計画の基本理念を実現すべく、3つの最重要目標を定め、働き方改革を通じて教員の長時間勤務を解消し、教員が子どもたちに寄り添うための時間をより確保することやワークライフバランスを実現することにより、本市教職の魅力を高め、本市教員になりたいという人材が増えることを願って、取組を進めていく。

次に2のこれまでの経過は、第1期プランを令和元年12月に策定し、本年度末まで取り組むこととした。また、令和2年3月には文部科学省が示した指針を踏まえ、教員の業務量の適切な管理等のために教育委員会規則を制定し、いわゆる時間外勤務の適切な把握に向けた取組も開始した。このような取組を進めてまいり、次の3の教員の時間外勤務の状況は、教員1人当たりの月平均の時間外勤務時間は全職階で減少しており、全校種平均で3時間25分の削減となった。全体として時間外勤務時間が少なくなる方へ推移をしているものの、未だ過労死ラインとされる月平均80時間を超える時間外勤務を行っている教員が448人、全体の3.4%であるなど、取組の継続が必要と考えられるところである。これらの評価、4の第1期プランにおける目標の達成状況について、基準の1、2を満たす教員の全校種の割合を各10ポイント以上改善することは、プラス6.4ポイント、プラス9.2ポイントと達成に至っていない。なお、基準1、2を満たす教員の割合について、改善した学校の割合を各70%以上とするについては、達成の見通しである。このような中で検討してまいった第2期プランの中身について、まず、5の第2期プランの計画期間は、先ほど述べたとおり、令和5年度から7年度までの3年間としたいと考えている。次に6、第2期プランの達成目標は、第1期プランで達成に至らなかった目標について引き続き掲げることとし、すなわち、基準1及び基準2の順守率を、令和4年度末における数値より10ポイント改善することを目標としたいと考えている。次に7、第2期プランにおける主な取組について、現在開会中の市会において、令和5年度予算案の審議が行われており、この可決成立は明日の市会本会議を待たなければならないが、先ほど終わった教育子ども委員会では、全会一致で可決すべきものとの判断をいただいたところである。こういう状況であることをお含みいただきながらご覧をいただきたい。まず専門スタッフ等の配置であるが、スクールサポートスタッフの充実を行うとともに、ワークライフバランス支援員、スクールソーシャルワーカーの配置などを行い、人的支援を増強する。次に事務負担の軽減であるが、欠席連絡等アプリや採点支援システムの導入などを行い、負担軽減を図る。部活動における取組については、部活動指導員を拡充し、休日における部活動についての地域連携や地域移行の取組を進める。次の学校園で働く教員の意識改革であるが、これは働き方改革を進

める上で大変重要であると考えている。これまでのほぼ時間無制限で戦いを繰り広げていた野球型の働き方から、これからは決められた時間内で決着をするサッカー型の働き方へ、教員の意識改革を促すように情報発信してまいる。その他働き方改革につながる取組としては、様々な情報を見ていただきたい方々に届くように、適時適切に発信をしてまいる。最後の学校園の状況に応じて個々に進める取組については、各学校園に対して働き方改革につながる積極的な取組の実施を促してまいる。以上、説明した取組を進め、8、教員の働き方満足度日本一を目指すということである。本市調べではあるが、令和3年度の20政令市の小中学校における教員の時間外勤務時間の状況は、本市は3番目に少ない状況であり、また同様に本市学校園教員の働き方満足度調査では、100を最大とした時、本年度は約60である。こういう指標となる数値をアップさせていきたいと考えている。今後の予定については、来月、新市長が就任され、必要な手続きを経た後、このプランやメッセージなどを発信し、これらの取組が学校園の教職員はもとより、保護者や地域の方々にも理解をいただき、協力いただけるように対応してまいりたいと考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【多田教育長】 本日この審議で、教育委員会としてはプランをこの内容で意思決定していきたいということですね。

【忍教務部長】 はい。

【多田教育長】 その上で4月以降、新しい市長の意向も受けて、修正が必要であればまた手続きが入るかもわかりませんが、市会での議論も踏まえて、予算と各新しい事業もセットで今回、プランの策定をいたしましたので、今後3年間、この取組をすることで効果を上げていきたいということでございます。

【大竹委員】 1期の反省を踏まえて2期にということ非常にいいのですが、どの政策がこの時間外労働の短縮に役立ったかということが検証できれば、その政策に重点的に予算を振り分けるということができると思うのですけれども、なかなかそればかりではないということですね。こういう施策よりも教員の数を増やせば本当は時間外労働が減るのかもしれないというような要素はあるにしても、せつかく働き方改革の取組でここには載っていない一番ベーシックな取組として様々な文書の報告を減らすということも行ってきていますから、そういう面ではこれまでのこういった今回の働き方改革の施策別について、各学校長に過去行ったこういった施策が自分の学校では効いているのではないかと

うようなアンケートを取るなどして、例えば自分の学校ではこの上位3つの施策が非常に効くのではないかというようなことを把握してみて、上位3つなり5つなり、学校現場がどういう施策に関心を持っているのかということを見て、そういったものに重点を当てて分析してみるというような検証する努力をしてみたいと考えます。部活などはわりと中学校ではわかりやすいということはあるのですけれども、それ以外の施策は複合的に効いているということなので。これは例えば一例ですが、どの施策が各校長先生方も、注目しているのかというようなことも調べられてはどうかという1つの提案です。

【忍教務部長】 ありがとうございます。私ども事務局といたしましても、予算を頂戴して施策を進めるという中にありましては、委員ご指摘のような、何に効果があるのかということから考えると、何を次、増強すべきなのか、目標として一定掲げておりますものの、6年、7年を迎えるにあたってどうしていくのかというのは、その時々に応じて考え、ご相談をしていく部分もあろうかと思えます。あと、学校園が独自の取組でありますとか、働き方改革に実際に繋がる取組を行ってそれも情報発信をしていくということですので、先生ご指摘のような、良い取組、効いた取組というようなものについても情報収集を進めまして、適切に公表して、各学校全体、学校全体の底上げをしていきたいというふうに思います。また、プランを進めていくにあたりまして、3年経ってからお示しするということにはきっとならないと思っていますので、また適宜委員の皆様にも途中経過を報告する中で、またご助言を賜る機会が出てまいると思っていますので、引き続きよろしく願いたいと思います。

【異委員】 まず2つ質問ですが、1つは、教員の時間外勤務の状況を拝見させていただいて、過労死ラインについて448人ということですが、こういった方の役職や年代など、何か特徴的なものが見られたりしますか。

【忍教務部長】 この80時間超過しているものは、教員も教頭職もおります。人数でいいますと、絶対数で教員が多いので、人数的には教員が多いのですが、教頭職に就いている職員に占める80時間以上の割合でいいますと9.7%、約1割の教頭先生が80時間を超えています。一方で、管理職を除く教員ですけれども、3.2%が80時間を超えています。絶対数が全然違いますので、総合的にトータルでは3.4%というような数字にはなりません。

【異委員】 そういう意味では、ワークライフバランス支援員の配置などは、少し期待できると思いますか、教頭職を少しサポートするような立場の人がいたら有難いかもしれないですね。もう1つは単純に質問ですが、教員の働き方における満足度の指数が今

60.9%とのことでしたが、10年前、20年前はどんな感じでしょうか。凄く減っているのか、声が上がっていないだけなのか、業務は増えていると単純に思うんですけど、どうでしょうか。

【忍教務部長】 実はそのような状況の把握というのをこれまで行っておりませんでした。この度、このプラン策定にあたりまして、単なる数値目標、長時間勤務を解消するだけではなく、教員の方々がどういうふうなことを感じながら仕事に取り組んでいるのかというのを調べたいと考え、今年度初めて調査したところでございます。その結果につきましては、最後にグラフ化したものを記載しておりますとおり、実態としては、全般的には6割という状況でした。ただ、この中でも休息時間がやはり取れていないということが一番課題として出てきておりますので、学校園の方にもその辺を示しながら休息時間を取れるようにすることで、満足度も上がっていくのではないかなと感じているところでございます。

【異委員】 今後も満足度調査をしていくということですね。

【忍教務部長】 はい。

【異委員】 それとこれまで私の方から要望してきた欠席連絡アプリもいよいよ導入していただけるということで、ありがとうございます。ただ、各学校によってすごく差があるのかなというふうに思っています。既に2年前ぐらいから導入している学校もあれば、まだ全然導入していない学校もあって結構ばらつきがあるというふうに思っています。今現在アプリを導入している学校は、この4月から大阪市が指定した統一のアプリを導入するということになるのでしょうか。

【忍教務部長】 実は、既に業者を決定しておりまして、先行している学校では2月から導入を進めていると聞いております。4月以降は全ての学校にということになるのですが、業者の選定にあたりましては、外部委員からなる選定委員会を開催いたしましてサービス内容など、価格だけでなく部分も考慮して決定したとお聞きしております。

【異委員】 私の子どもの学校ではもう2年ぐらい使っていて、凄く使いやすいなど思っています。それが4月からアプリが変わった時に、どういう感じになるのかなということと、欠席連絡アプリという名称ですが、同時に通知文書やチラシなどもアプリで送られてくるというような認識でいいんですよね。

【忍教務部長】 はい。

【異委員】 これは私の体感なのですが、教育委員会からの文書は手元に届く文書の

うちの半分強ぐらいです。それ以外は教育委員会以外の子どもたちのイベント、PTAなどのチラシでかなり多くありますので、これを導入することによって学校外への周知、データ化しますというところはしっかり周知しておかないと、すでにアプリを導入している私の子どもの学校はチラシがアプリで送られてきますが、学校に届くチラシを毎回処分することも手間かなと思いますので、併せてお願いします。あと、欠席アプリの導入に関わって、児童生徒の健康観察について、一番初めは紙で体温を書いたり、体調をマルしたりするなどしていました。それが今は私の所はアプリになっているんですけど、今でも毎日入力しているのですが、今後は体調不良の時だけ入れるなど、もっと効率良くといえますか、これは保護者の希望ですがそれに留まるだけではなくて、教員も毎日毎日、全員の情報が入ってくるよりも、体調が悪い時だけ情報を得られればいいのではないかということを感じました。あとスタッフ配置が今回は多いのですが、どれも多額の予算が必要だと思いますので、4月から新しい市長に代わられる時に、理解と協力を求めて、予算の方も、協力していただきたいなと切に願います。

【栗林委員】 先ほどの大竹先生のご指摘は、自分の認識が少し足りなかったと思い、非常に重要だと思ってお聞きしていました。それはどういうことかということ、この間、教育振興基本計画を大阪市としてはしっかりと進めていく、目標に向けてみんなで努力していくというところで、それが終わって次のステップを考えていくにあたり、この教育振興基本計画というのは日本のリーダーシップを教育の面で担っていく取組の1つであるというふうに私としては受け止めていまして、東京や大阪のこうした取組というのは、今後の日本の改革に向けて重要だというふうに考えています。だけれども、その中でもやはり取組については、点検も必要ではないかという大竹先生のご指摘だというふうに私はお聞きしていましたので、それは引き続き行っていく必要があると思います。日本は第二次世界大戦で教育だけではなくて全てが破壊された後、国際的に追いつき追い越せということで必死に取り組んできました。日本の教育というのは、実は皆さんあまり認識しておられない方も多いと思いますが、国際的には非常に評価が高いです。そのリーダーシップを取ってきたのは、やはり中心部となる大都市の取組です。そういう意味では、私は本市の教育振興基本計画に基づいてしっかり取り組んでいくことで、非常に重要な役割を今後も果たすであろうというふうに考えています。それから異先生ご指摘のように、使ってみて、みんながすごくメリットを感じるようなものについては積極的に取り組んでいけばいいのではないかという、そういうご指摘は重要だと思います。私としては教育振興基本計画の中

にある理念と、その取組、これは日本の今後に向けた役割の中でも、やはり引き続き重要な役割を果たしていくことだというふうに思っているので、ここをしっかりと取り組んでいく中で、今ご指摘いただいているようなことについても、追加的に可能なところについてはやっていこうではないかと考えていく必要があるのではないかと思います。なぜそんなことを申し上げるかという、教員になろうとして教育学科、教育大学へ来る学生が、積極性に欠けるようなことを感じ始めているものですから。将来の子どもたちのことを我々はしっかりと支えていかないといけないので、そういう意味でも、今後、教育振興基本計画は重要な役割を果たしてくれるのではないかと思いますので、それを押さえたうえで皆様のご指摘を受け止めて進めていただくということをぜひお願いしたいと思います。

【平井委員】 各校園長が学校評価や予算と連動させて、年間の事業計画を予算とセッティングして組んで入れていくのかもしれませんが、経験値によって温度差が出てくるのが考えられます。事務局が中心となって、働き方改革も念頭に置きながらストーリー性のあるものになるようサポートしないと、スムーズな学級経営、授業展開に影響していきますので、バックアップ体制が不可欠だと思います。学習指導要領の改訂で教員が時間を使うのが授業準備ですから、初めて校長になられた方には丁寧に指導していく必要があるのではないのでしょうか。同時に、教育振興計画の十分な落とし込みも事務局の役割だと思います。

【忍教務部長】 ありがとうございます。

【森末委員】 かなり意見が出ていますが、私もそう思います。これは今回10ポイント改善するということを目標にして、そして教員の働き方満足度を高めると。もちろん、それはそれで、目標は立てていいのですが、ではそのためにどうするのですかということ、議案の4ページに主な取組が記載されています。取組はこれだけではないけれども、重点的にこれをします、予算も通るでしょうということですね。ただ、こう総花的に書いても結局、平井先生がおっしゃったように、来年も同じことを言っているかもわからない。となると、重点的にこの取組をすればこの目標に達することができるのではないかと、これは大竹先生が言われたことに通じるのですが、やはり一点突破ですね。確かに一点突破だけではなくて、様々な取組はしないといけないですけれども、ある取組に重点を置いて比重的にそこを高めるといったことが必要ではないのでしょうか。それは最終的に予算という数字に現れるのでしょうか。ただ、予算だけではなくて、現場の取組というか、教育委員会の取組としても、ここを重点的にしますということ、色分けというか、重点分けを

した上で、とにかくこの目標を達成するんだという、気構えと実際の行動がいるのかなと思うんですね。先ほど異先生がおっしゃったように、この80時間問題ですね。80時間を超えている職員が3.4%いますと。ではその原因は何ですかということで、一応聴き取りをされていて、こういう要因がありますということだと思いますが、聴き取りをして次どうするんですか、この448人に対して具体的にね。学校任せで、減らしてくださいよと言うだけでいいのか。個別にこういう問題があるなら、ここはこう改善しましょうというように、具体的に1人1人の課題を解決して行って、448人をゼロにするのか。その辺はどう考えておられるのかお聞きしたい。そういうことを積み上げて行って初めて、この目標に近づくのではないかと思います。総花的に書いていただくのもいいし、当然しないといけないこともあります。欠席連絡アプリなどは予算をつけて業者を決めればできるでしょう、採点支援システムもできるでしょう、専門スタッフも数を増やせばできるでしょう。だけれども、それだけではおそらく解決しないのだろうということで、具体的な取組を真剣に考えて実行していかないといけないと思います。学校任せではなくて、教育委員会で独自の部署を作るといったことは考えてらっしゃるのかなということをお聞かせいただきたいと思っています。

【松井教職員給与・厚生担当課長】 はい。ありがとうございます。この80時間を超える教員の実態というのも、これまで把握は行っておりませんでした。この度プランを検討するにあたって、全国的には3割程度と言われており、大阪市は数値上は少ないといえども、これだけの職員が過労死ラインにいますということで、実態把握に努めました。その際に当該の教員だけではなく、校長先生がその教員に対してどう接しているのか、その教員をどう見守っているのかというようなことも、一定調べました。そしてこの聴き取りした内容が他の学校ではすでに改善できているものであれば、それは提示していかなければならないですし、最後は教員そのものが意識を持っていただいて、どう改善していくかというようなことを、校長もそうですし、学校そのものが変わっていただかなければ、事務局が予算を取ってきてもどうしようもない問題もございますので、そういったところはこれからも色々と発信をしてまいりたいと思っていますところ。特にこの主な取組として今回いくつか挙げさせていただいているもの、ほぼ新規、拡充の内容でございますけれども、これらにつきましては今までの取組の中で、学校の方から例えばスクールサポートスタッフについては比較的好評であり、もう少し充実してほしいという声があったもの、あ

るいは教頭職がハードであるために、そこの補助をしてほしいというような現場の声をできるだけ聞きながら、予算の確保をして取組に重点を当てていっていかうと考えてきたところでございます。その他のプランの内容で申しますと、各学校園では、やはり取組に対する温度差というふうなものもございます。運営に関する計画も学校によってさまざまだと思いますので、そういった大阪市全体で、先ほどのスクールサポートスタッフのように配置するものもあれば、各学校園の特色なり、意識の中で、各々、違う取組をするものもあって当然かなと思いますので、そういった取組を進めるために、例えば学校ごとにアクションプランを作れば、進捗状況の管理ができるよというようなことの情報発信もしてまいりたいというふうに考えております。プランを作るだけではなく、このプランを実効性のあるものにしていくことがやはり必要と考えておりますので、その辺は内容について学校園とも調整しながら今後も進めてまいりたいと考えています。

【森末委員】 具体的にこの448人というのは、以前は690人ですので減ってきているんですね。

【松井教職員給与・厚生担当課長】 はい。

【森末委員】 448人をゼロにするんだというね。ゼロにするという目標だと、たぶんだいぶ変わると思います。

【松井教職員給与・厚生担当課長】 はい。そうですね。

【森末委員】 印象も変わるし、実際、時間外勤務時間も減ると思います。おそらくこの448人は、前年度の690人の中に入っていた人が多いと思いますね。そこはその人の仕事が多いのか、あるいは仕事が遅いのか、やり方が悪いのか、孤立しているのか、多分具体的に色々あると思います。それについては本当に絶対にゼロにするんだということにコミットしていただいて、何かできないものかと思います。それができれば、本当に働き方改革を行っている、大阪市は凄いいということになると思います。もちろん、先ほど総花的に掲げていただいたメニューについてもどれを重点的にするのかということも大事ですので、それも行うのですが、実際448人の人が過労死レベルで、当然に健康にも問題がありますからね。たとえ自分が好きでしていても管理者側としてはそれはやめさせないといけないわけで。それを教育委員会として抽象的に打ち出すだけではなくて具体的にやっていただきたい、ぜひ進めていただきたいというのが、意見です。

【松井教職員給与・厚生担当課長】 はい。

【平井委員】 教頭職がたいへんなことはよくわかります。児童・生徒数が多いとこ

ろには副校長、あるいは教頭補佐を配置するというのも理にかなったやり方です。教頭は次期校長ですから教頭のうちに学校の隅々まで見ていただき、校長になったときそれが肥やしになればよいのではないのでしょうか。校長になれば学校経営に携わるわけですから、それぞれの段階での経験値は大きいものだと思います。

【忍教務部長】 はい。ありがとうございます。

【森末委員】 この448人をできるだけなくしていくべきだという話で、一時的には不公平があったんですよ。ここに重点的に何か軽減するような手を打つと不公平が生じるかもしれないけれど、でも、その人の意識を変えたりしていければ、直っていくはずですけど、直らない人がいるわけですよ。そんな人が教頭をしていたら、逆に言えばその人は教頭職を担うのは無理なのではないですかというふうに考えてもいいぐらいの話です。そういうことで、とにかく具体的に、Aさん、Bさん、Cさんについて何が原因なのか、何を解消したらできるんですかと。実際、対策を行ったら解消しました、OKですねと。だけど、それでも解消しない人がいます。ではこの人はこの仕事はできませんよねと。それこそ人事異動も含めて考えないといけないかなということも思います。

【多田教育長】 ありがとうございます。今日、本当に様々なご意見をいただきました。特に進め方ですね。今後どのように進めていくかということで、特に重点的にこの448人という数字も取り上げてご意見をいただきました。この1年間、特に現場との会話をしながら色々な施策を考えようということで事務局の方でも取り組んできましたけれども、やはりそういった中で、現場にある課題は現場で解決をしていくということを基本に教務部の方が今回リーダーになって、事務局の中ではこういうふうな形でまとめてまいりました。指導部の方もブロック化も図っておりますし、現場との距離感というのはかなり縮まってきたのかなという感覚は持っておりますけれども、進める中でやはり職域ごとの先ほどの教員なり、また管理職の方々、それぞれ悩みも持っている課題も違うかと思えます。先ほど特に色々しんどい家庭が集中している学校を抱えている現場ですとか、そういった個別の問題に対しての対応というのものもあるかと思えますので、事務局をあげて課題によっては、またその課題に対応するための取組をどうするのかという議論もしっかりして取り組んでいく必要があるかなと思えます。ですから、この3年間は、集中的に大きくはこの主な取組を基本にやりながら、他の取組が必要であればまた考えていくとか、あと、その施策の順序であったりとかその辺もまた色々表だしをして進めることができたというふうに思います。引き続き、また色々ご議論の機会も持たせていただいて進めていき

いと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第19号「職員の人事について」を上程。

忍教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

被処分者は中学校教諭で、処分内容については、懲戒処分として減給1月とする。当該教諭は、令和4年5月に部活動において部員の練習態度を改めようとして、パイプ椅子1脚を手で倒した。また、10月には、ある生徒がテスト期間中に携帯電話を持参したことについて指導した際、生徒に向かって持っていたノートを投げつけ、腹部に当てた。さらに11月には部活動における同生徒の練習態度を改めさせようとして、ボールを投げつけ、左太ももに当てた。また、これらについて速やかに管理職に報告することを怠ったというものである。携帯電話に関する指導事案についての補足であるが、教諭は当該生徒が持参した携帯電話がテスト中に鳴動し、他の生徒に迷惑をかけたことを聞き、そのことについて生徒を指導した際、生徒に対して持っていたノートを投げつけ、腹部に当てたということである。事案発覚については、11月に各事案について通報があり、校長が事実確認を行ったところ教諭は3つの事案について認めたということである。なお、既にこの教諭は部活動顧問から外している。教諭は反省の弁を述べている。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第20号「職員の人事について」を上程。

忍教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

被処分者は任期付講師で、処分内容については、懲戒処分として戒告とする。当該講師は、令和4年9月から11月までの間、児童への指導の際に体罰行為を行った。また、これらについて速やかに管理職に報告することを怠ったというものである。体罰行為の詳細は令和4年9月、10月頃に児童に指導を受ける態度について注意をしたが、これを受け入れなかったため、右手で胸ぐらを掴んで後方に押した。そのため、児童はバランスを崩して、机の上に仰向けに倒れた。同年11月、同じ児童を指導する際、右手で右肩を1回押したため、児童は黒板に頭を打ち付けた。同じく同じ児童を指導する際、教員が蹴った教卓が児

童の足に当たった。また、その口のきき方がいけないと言って、右手で児童の口元を掴んだということである。事案発覚については、11月下旬に事案を目撃したらしい隣のクラスの児童の保護者から学校に申告があり、事実確認を行ったところ、講師は3つの事案について認めたということである。講師は反省の弁を述べている。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第21号「職員の人事について」を上程。

忍教務部長、川本総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は令和元年度に起こったいじめ事案にかかり、学校教職員に対して懲戒処分を行うものである。被処分者は小学校校長で処分内容については、懲戒処分として戒告とする。また、この校長の他に行政措置を行おうと考えている者がおり、後ほど順番に説明をさせていただきます。なお、このいじめ事案については、昨年10月3日に第三者委員会から調査報告書を受領し、10月25日の教育委員会会議においてその内容等が報告されており、その後、教育委員会事務局において関係者からの聴き取りなどを進めてきたものである。当該校長は教育委員会事務局の課長級職員だった当時、小学校で起こったいじめ事案について、適切な対応を行わなかったというものである。担当が令和元年12月中旬に受け取った要望書について、令和2年3月下旬に回答した。校長は反省の弁を述べている。

続いて、当該事案に関して行政措置を行おうと考えている者について説明させていただきます。まず、令和元年度当時、いじめ事案が起こった小学校校長で、いじめ事案への対応が不十分であったというものである。当該校長はいじめについて一定の聴き取りなど調査をしていたものの、その後実施したアンケートにより把握をしていなかったいじめが明らかになった。令和元年12月、いじめ事案に関する児童が転校する際に挨拶などをさせたが、被害児童やその保護者からの意見などを聴き取らなかったということである。校長は反省の弁を述べている。次は、小学校校長と小学校教頭で当該校長らは令和元年度当時、教育委員会事務局の職員として、当該いじめ事案に関わっていたが、適切な対応を行わなかったというものである。校長らは、担当が令和元年12月中旬に受け取っていた要望書について速やかに回答せず、令和2年3月下旬に回答したということである。校長らは反省の弁を述べている。

また、現在事務局に所属する職員について、管理監督責任として当時局長級だった職員

を口頭注意、当時部長級だった職員を文書訓告とする。

最後に、この間の教育委員会事務局での対応について話をさせていただいているが、各ブロックの校長会などの場において、調査報告書の内容について伝達をした上で、大阪市いじめ対策基本方針の徹底について改めて依頼をするとともに、事務局の指導主事などに対しても、再発防止のための情報共有を行ってまいった。また、当該ブロック担当においては、引き続き、被害児童やその保護者との面談を定期的に行うなど、当該児童の教育環境の確保に向け、学校と連携を図っているところである。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

(5) 多田教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

教育委員会委員
